

復興ありがとうホストタウン連絡協議会規約

2019年6月11日 制定

(目的及び名称)

第1条 「復興ありがとうホストタウン」は、復興オリンピック・パラリンピックの推進に向けて、東日本大震災の際に支援を頂いた国・地域の方々に感謝を示すとともに、復興しつつある姿を見ていただきながら住民との交流を行うものである。相互の情報交換や共同の情報発信等の「復興ありがとうホストタウン」間の連携により活動を活性化するとともに、相手国・地域を含めた関係者間の交流・連携を東京大会後も継続していくことを目的として、「復興ありがとうホストタウン連絡協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 この協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本協議会設置以後の東京オリンピック・パラリンピック担当大臣
 - (2) 「復興ありがとうホストタウン」登録自治体の首長
 - (3) 「復興ありがとうホストタウン」登録を希望する自治体の首長
 - (4) 岩手県、宮城県及び福島県の代表者
 - (5) 第2号及び第3号の者に協力し、「復興ありがとうホストタウン」に係る取組を実施する団体
 - (6) その他、会長が必要と認める者
- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、互選により選出する。副会長は、会長が第1項各号に掲げるものの中から選任する。
- 4 会長、副会長の任期は1年とする。

(活動)

第3条 この協議会の構成員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 情報交換
- (2) 共同の情報発信
- (3) 連携事業の実施
- (4) その他復興オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成に係る事業

(事務局)

第4条 この協議会に事務局を置く。事務局は、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局、岩手県東京事務所、宮城県東京事務所及び福島県東京事務所が連携して担う。

附則

この規定は、2019年6月11日から施行する。